

議案第14号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月15日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

売春防止法の改正及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴い、婦人相談員の名称を女性相談支援員に改める必要があるため、本案を提出いたします。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年葛飾区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。